

告 示

埼玉県告示第五百三十号

平成三十年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成三十年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	南古谷第三	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡六	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生三	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
秩父市	神岡第二	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
秩父市	向平	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
秩父市	神岡第三	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
飯能市	双柳第八	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
飯能市	双柳第九	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
東松山市	東松山十二地区	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十二	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十三	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
深谷市	深谷第三十七	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで

